



国 監 告 第 7 号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度  
第1回定期監査における指摘・要望事項の措置について、別紙  
のとおり公表する。

平成23年8月5日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 小 口 俊 明

(写)  
国企経収第 173 号  
平成 23 年 8 月 2 日

国立市監査委員 高橋 雅幸 様  
国立市監査委員 小口 俊明 様

国立市長 佐藤 一夫

定期監査における指摘・要望事項等の措置について（通知）

平成 23 年 6 月 22 日付国監発第 13 号により通知のありました件について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり措置したので通知します。

記

1. 措置内容  
別紙のとおり
2. 監査等の要望事項を受けた部局及び担当部長  
  
(1) 教育次長 兼松 忠雄

以上

## 【指摘事項】

## 【学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理について】

平成20年6月18日に改正された学校給食法第9条第3項では、共同調理場の長に対して、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講ずること、当該措置を講ずることができないときは、共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出ることを求めている。また、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）では、教育委員会について、自らの責任において、必要に応じて、保健所の協力、助言及び援助を受けつつ、HACCPの考え方にに基づき共同調理場及び共同調理場の受配校の施設及び設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等について実態把握に努め、衛生管理上の問題がある場合には、学校医等の協力を得て速やかに改善措置を図るよう、その役割を明確に定め、日常衛生検査においては給食実施日ごとに、また、定期検査においては、年1回の給食施設及び学期ごとの給食設備検査を行い、それぞれ実施した検査記録を保管するよう規定している。

しかしながら、定期検査記録簿が見受けられないことから、定期検査の実施状況を確認したところ、未実施である事実を確認した。担当からは、衛生管理上必要となる検査は実施しているが、当該基準に基づく検査は平成23年度から実施するとの説明を受けた。

第一給食センターは昭和43年9月、第二給食センターは昭和51年9月の開所であり、平成19年9月26日付国立市学校給食施設整備検討委員会の報告にもあるように、その老朽化した施設整備の改善は急務の課題である。給食センターは、このような老朽化した施設設備の環境のもとでも、安全な学校給食を提供する役割を担っていることから、また、給食調理員の劣悪な労働環境改善のためにも、この学校給食衛生管理基準に従った検査を実施してこなかったことは管理体制上極めて不適切である。今後早急にこれを実施して実態把握に努め、計画的な設備の更新、改善及び修繕計画を策定することにより、学校給食法に規定する必要な措置又は申し出をされたい。

## 措置の状況（前）

日常における衛生検査については、給食実施日ごとに学校給食衛生管理基準に基づき実施していましたが、定期的な年に1回の施設及び学期ごとの給食設備検査は未実施でありました。

## 措置状況の内容（後）

未実施であった学校給食衛生管理基準に基づく定期的な年に1回の施設及び学期ごとの給食設備検査は、平成23年度から実施し実態把握に努めます。

## 【指摘事項】

## 【物品の在庫管理について】

地方自治法第237条で、物品は財産であるとしている。同法239条で物品とは、市の所有に属する動産のほか、使用のために保管する動産も含まれるとしている。これを受けて、国立市物品会計規則では、第4条で物品を備品、機械、器具等の物品、消耗品及び材料品に区分し、第12条で備品出納簿、消耗品出納簿及び材料品出納簿を備えて出納整理をしなければならないことを、第37条では物品の過不足の処理を、そして第38条では、年度末現在の物品は翌年度の会計に繰り越すことを規定している。

給食センターで取扱っている物品については、給食用備品類、洗剤類、手袋、ペーパータオル等の消耗品など約50品目にわたり多種多様で数量も多い現状にある。それぞれについて受払簿を備えていることは確認したが、その記載には不備があり、3月に同種の物品を同額にて2回購入するなど見受けられた。また、物品の保管状況も改善を要すると見受けられた。

国立市物品会計規則に定める出納簿を正確に記載することにより、年度末物品の帳簿残高と实地棚卸しをした結果との過不足を調整し、年度末物品の把握に努められたい。並びに、適正保管数量を把握して、不要な年度末予算執行を抑えられたい。

## 措置の状況（前）

洗剤、手袋、ペーパータオル、ウルトラロールなど約50品目の消耗品については、受払簿により在庫の管理を行っていましたが、購入時の記入漏れや単価の記載がないなどの一部不十分な点がありました。

なお、ご指摘いただいた3月に同種の物品を2回購入したということは、3月9日支払いと4月11日支払いの食缶前処理機用洗剤です。購入については、おおむね月に1回程度で、3月9日支払いのものは2月購入分、4月11日支払いのものは3月購入分でした。

## 措置状況の内容（後）

受払簿の不十分な点を補うとともに、現物との照合作業を行うなど現状の把握に努めます。

また、物品を保管している倉庫については、一学期終了後の夏休み期間中において、倉庫内に棚を設置するなど物品の保管状況の改善に努めます。

【要望事項】

【予算の効率的な執行管理について】

国立市立学校給食センターの予算執行管理については、当初予算額197,268千円に対して、平成22年9月、12月及び平成23年3月と合せて12,566千円の減額補正を行っている。このうち、平成22年9月に備品購入費について減額補正した1,614千円については、平成21年度に地域活性化・経済危機対策臨時交付金活用のため前倒して執行したものであり、6月に減額すべきであった。

また、平成23年3月31日時点の執行状況を見ると執行残額は33,020千円であり、平成22年度出納閉鎖までの執行予定額を差し引いても770万円程度の不用額が見込まれる。このうち臨時職員賃金及びごみ収集処分委託料についての180万円程度は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う計画停電による給食未実施を原因とするものであり、これを除いても、減額補正額と不用額を合わせて1,800万円余である。

厳しい財政状況を踏まえ効果的な予算計上及び効率的な予算執行管理を強く要望する。

措置の状況（前）

3月11日に発生した東日本大震災の影響による給食未実施などもあり約770万円の不用額が生じました。

措置状況の内容（後）

厳しい財政状況を踏まえ、効果的な予算計上及び効率的な予算執行管理に努めます。